## 熊本都市計画地区計画の決定 (合志市決定)

都市計画飯高・八丁谷地区地区計画を次のように決定する。

御川計画以向・八丁台地区地区計画を外のように伏足する。						
	名 称	飯高·八丁谷地区地区計画				
	位置	合志市幾久富字飯高の一部及び同字八丁谷の一部				
	面積	約 4.0ha				
区域の整備、開発及	地区計画の目標	本地区は、南側に市街化区域である杉並台団地といった 大型団地、北側には飯高山公園に隣接している。 周辺では、住宅地開発が進行しており閑静で良好な居住 空間としての土地利用が望まれているため、本地区に良好 な居住環境の形成を計画的に誘導し、基盤の整った良好な 市街地の創出を目標とする。				
	土 地 利 用 の 方 針	周囲の既存の住宅地との調和を図り、ゆとりある緑豊かな郊外型住宅地の形成を図るため、公園・緑地や下水道などの都市基盤の整った良好な居住地の計画的な誘導を図る。				
び保全に関す	地区施設の整備方針	区域西側の幅員 12mの県道、東側 6mの市道を接続道路とし、地区施設として幅員 12.5m、幅員 6m及び 4mの道路を整備する。また地区の東側及び西側に公園、南側に調整池を 2 箇所設置する。				
る方針	建築物等の整備方針	土地利用の方針に基づき、建築物の用途、建ペい率の最 高限度、容積率の最高限度、建築物等の高さの最高限度、 建築物の敷地面積の最低限度などについて定め、良好な居 住環境が形成されるように誘導する。				

	配	地				
	置及	区	道路	街区道路(幅員 12.5m) 延	長 約 298 m	
				街区道路(幅員 6.0m) 延長 約 766m 街区道路(幅員 4.0m) 延長 約 73m		
		施				
	び	⊐n.				
	規	設	公園・緑地	公園 面積 約 2,040 m²		
	模	0)				
		地区	地区の名称	低層住居地区	中高層住居地区	
		0		2011年11月21日	1 时 1 比 1 地 2	
		区分	地区の面積	約 3.0ha	約 1.0ha	
				<b>本放甘源外24户上2放 任何</b> 豆	<b>选数</b>	
地	建	建築物等の用途の制限	建築基準法に規定する第一種低層	建築基準法に規定する第二種中高		
				住居専用地域の用途に限る	層住居専用地域の用途に限る	
区		建築物の延べ面積の敷 地面積に対する割合の 最高限度		8/10 15/10		
					15/10	
±1.	Æ					
整	築	建築物の建築面積の敷		4/10	6/10	
	物	地面積に対する割合の 最高限度 建築物の敷地面積の最 低限度		(建築基準法第53条第3項第2号	(建築基準法第 53 条第 3 項第 2 号	
備	等			の基準に適合する場合は 5/10)	の基準に適合する場合は 7/10)	
	守			200 m²	150 m²	
計	に			200 m	190 III	
рі	関	建築物	等の形態又は意	建築物の意匠、形態は周辺地域の	同左	
	,	匠の制限		環境景観に調和すること	, , , , , , , , , , , , , , , , , , , ,	
画	す	建築物等の高さの最高 限度		10 m	なし	
	る					
	事	•	建築物の壁若しくはこれに代わる			
	,		柱又は高さ 2m を超える門若しくは			
	項		塀の面から隣地及び道路の境界ま	, ,		
			での距離を 1m 以上とする	なし		
				(緩和措置:建築基準法施行令第		
			135条の21第2号を適用する)			
	-	垣又はさくの構造の制 限	道路に面する部分の垣又はさくの	同左		
			構造は、生垣又は透視可能なさく			
			等とし、周辺環境に調和したもの			
			とする			
備考				低層住居地区におけるその他の建築物等に関する事項については建築基		
				準法に規定する第一種低層住居専用地域に準ずる。また、中高層住居地		
			考	区におけるその他の建築物等に関する事項についても同法に規定する第		
				二種中高層住居専用地域に準ずる。		